

E R - 0 1 - 0 5

平成 29 年 4 月 1 日制定
令和 2 年 6 月 11 日変更 (い)
令和 3 年 4 月 1 日変更 (ろ)
令和 5 年 4 月 1 日変更 (は)
令和 5 年 10 月 2 日変更 (に)

一般財団法人日本建築センター 建築物省エネ法評価業務規程

第 1 章 総 则

(趣 旨)

第 1 条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第24条に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関として行う法第24条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下単に「評価」という。）の業務の実施について、法第61条第2項において準用する法第53条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。（ろ）

(基本方針)

第 2 条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第 3 条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 9 時 15 分から午後 5 時 45 分までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前 2 項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地及び評価の業務を行う区域)

第4条 本部の所在地は、東京都千代田区神田錦町一丁目9番地とする。大阪事務所の所在地は、大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号とする。

2 評価の業務区域は、日本の全域とする。

(評価の業務を行う建築物の種類及び範囲)

第5条 評価の業務を行う特殊の構造又は設備を用いる建築物の種類及び範囲は、建築物の用途、規模及び用いる設備機器種別にかかわらず、全ての建築物とする。

2 前項にかかわらず、エネルギー消費性能の向上に寄与する特殊の構造若しくは設備を設置しないものとして評価する、又は、当該特殊の構造又は設備よりエネルギー消費性能が低い構造又は設備に置き換えて評価することにより、当該特殊の構造又は設備に関する性能を評価しなくても建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できる場合にあっては、評価の対象としない。ただし、評価を申請しようとする者が、当該評価の結果を、建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が順守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号。以下「表示告示」という。）2（2）ハの第三者による評価に用いる場合にあっては、この限りでない。（に）

第2章 評価の業務の実施の方法

第1節 申請手続き

(評価の申請)

第6条 評価を申請しようとする者は、財團に対し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）別記様式第30による申請書（以下「申請書」という。）に、別に定める建築物省エネ法性能評価業務方法書（以下「業務方法書」という。）に規定する図書を添えたもの（以下「評価用提出図書」という。）を提出しなければならないものとする。

2 前項にかかわらず、財團に評価を申請しようとする者は、申請に先立ち、申請を予定する建築物に係る資料等（以下「事前相談資料等」という。）を用い、財團に事前相談をすることができる。（に）

3 前項の事前相談を受けた場合、財團は、事前相談をする者（以下「事前相談者」という。）からの求めに応じ、評価を申請しようとする建築物が法第23条に規定する認定の対象（以下「大臣認定対象」という。）となるかを、事前相談資料等を用い国土交通省に相談することができる。（に）

(評価の引受け及び契約)

第7条 財団は、前条の申請があったときは、次の事項を確かめ、これを引き受ける。

- (1) 申請に係る建築物が、第5条に定める評価の業務を行う範囲に該当することであること。
- (2) 評価用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 評価用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 評価用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 財団は、前項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、評価用提出図書を返還する。

4 第1項により申請書を引き受けた場合は、財団は、申請者に評価に係る引受承諾書（申請書に受付の承諾日を明示したものとの写しをいう。以下同じ。）を交付する。この場合、申請者と財団は別に定める建築物省エネ法評価業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。（ろ）

5 申請者が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の料金を業務約款に規定する納入期日までに納入しない場合には、財団は前項の契約を解除し第1項の引受けを取り消すことができる。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第8条 業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、財団の請求があるときは、評価の業務の遂行に必要な範囲内において、申請に係る追加書類を、双方合意の上定めた期日までに提出しなければならない旨の規定。
- (2) 財団は、申請者から(1)の追加書類若しくは(4)の変更部分の評価用提出図書の提出が行われない場合又は(3)の評価用提出図書の修正その他必要な措置が取られない場合にあっては、評価の業務を中断する旨の規定。（に）
- (3) 申請者は、評価の申請内容に関し財団が行った評価用提出図書に関する是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日までに当該部分の評価用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定。
- (4) 法第24条第2項に定める評価書（施行規則別記様式第31による。以下「評価書」という。）の交付前までに申請者の都合により申請に係る内容を変更する場合は、申請者は、双方合意の上定めた期日までに、財団に変更部分の評価用提出図書を提出しなければならない旨の規定。かつ、その変更が軽微

であると財団が認める場合を除き、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取り下げ、別件として改めて評価を申請しなければならない旨の規定。

- (5) 財団は、評価書を交付する期日（以下「業務完了期日」という。）を定める旨の規定。
 - (6) 財団は、申請者が(1)、(3)又は(4)前段の規定に違反した場合には、前号の業務完了期日を変更することができる旨の規定。（に）
 - (7) 財団は、不可抗力その他財団の責めに帰することができない事由によって、業務完了期日までに評価書を交付できない場合には、申請者に対しその理由を明示の上、その延期を請求することができる旨の規定。（に）
 - (8) 申請者が、その理由を明示の上、財団に書面をもって業務完了期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると財団が認めるときは、その延期をすることができる旨の規定。
 - (9) 財団は、申請者が(1)、(3)若しくは(4)前段に定める義務を履行しなかったことその他この契約に違反したこと又は前号の理由が正当であると財団が認めないことにより業務完了期日までに評価書を交付することができない場合、申請者にその理由を明示の上、その時点で評価の業務を中止し、契約を解除することができる旨の規定。（に）
- 2 第 27 条第 1 項の申請並びに第 2 項の交付及び発行を実施する場合においては、業務約款には、前項に加えて、少なくとも第 27 条第 1 項の申請並びに第 2 項の交付及び発行に係る業務を行う事務所に関する規定を盛り込むものとする。（に）

第 2 節 評価の実施方法

（評価の実施方法）

- 第 9 条 財団は、評価の業務を引き受けた場合は、すみやかに法第 64 条に定める評価員により評価に係る審査を実施させる。（ろ）
- 2 評価員は、業務方法書に基づき、審査を行う。
 - 3 審査を行う場合にあっては、評価員は次に定める方法により審査を行う。
 - (1) 評価用提出図書をもって審査を行う。
 - (2) 審査を行うに際し、評価用提出図書の記載事項に疑義があり、提出された評価用提出図書のみでは評価を行うことが困難であると認めるときは、追加の図書を求めて審査を行う。
 - 4 評価員は、審査上必要あるときは、評価用提出図書に関し申請者に説明を求めることができる。
 - 5 財団は、第 1 項から第 4 項より実施した審査の結果を踏まえて評価を行う。

(に)

(評価書の交付)

第10条 財団は、第9条による評価の結果、申請に係る特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めたときは、その結果を評価書に記載し、業務方法書に規定する図書を添えて申請者に交付する。

2 財団は、第9条による評価の結果、申請に係る特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有しないと認めるとき又は同等以上のエネルギー消費性能を有するか否か評価できないときは、その結果及び理由を評価書に記載し、業務方法書に規定する図書を添えて申請者に交付する。

(評価の申請の取下げ)

第11条 申請者は、申請者の都合により評価書の交付前に評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下届を財団に提出する。この場合、財団は評価の業務を中止し、提出された評価用提出図書を申請者に返却する。

第3章 評価料金等

(評価料金の収納)

第12条 財団は、評価の申請を受け、第7条第4項に定める引受承諾書を交付したときは、別表に定める「料金一覧表（ER-510）」に基づく評価料金の請求書を申請者に対して発行する。

2 申請者は、前項の評価料金を納入期日までに銀行振込により財団に納入する。ただし、緊急を要する場合には別の方法によることができる。
3 前項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。

(評価料金を増減額するための要件)

第13条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

(1) 評価に係る実物等の提供を受け、追加試験、評価その他の方法により審査を行う場合。
(2) 財団の責めに帰することができない事由により業務期日が延期された場合。 (に)
2 評価料金は、類似の建築物を複数同時に申請する等審査を効率的に行うこ

とができる場合に減額できるものとする。

(評価料金の返還)

第14条 納入された評価料金は、返還しないものとする。ただし、財団の責めに帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

(に)

第4章 評価員等

(評価員の選任)

第15条 財団の長は、評価の業務を実施させるため、法第64条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。(ろ)

2 評価員は、財団の職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

(評価員の解任)

第16条 財団の長は、評価員が次のいずれかに該当する場合、その他必要があると認めた場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1) 個人情報又は秘密の管理に関する義務違反等の職務上の業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(評価員の教育)

第17条 評価員の資質を向上するため、評価員に対する評価の業務に関する研修又は評価の審査上必要な情報の周知を必要に応じて実施する。(ろ)

(秘密保持義務)

第18条 財団の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。(に)

第5章 評価の業務に関する公正の確保

(評価の業務の実施及び管理の体制)

第19条 財団は、本部に評定部を置き、評価の業務に従事する職員を評定部及び大阪事務所に配置する。(は)

- 2 財団は、評定部長を法第63条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。(ろ)
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、財団が行う全ての評価について責任を有するものとする。
- 4 評価員又は財団の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事しないものとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

- 第20条 財団の役員又は職員（評価員を含む。）が、評価の申請を自ら行った場合又は代理人として評価の申請を行った場合は、当該建築物に係る評価を行わないものとする。
- 2 財団の役員又は職員（評価員を含む。）が、評価の申請に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る評価を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
 - 3 財団の役員又は職員（評価員を含む。）で、財団以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去2年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（評価員を含む。）は当該申請に係る評価を行わないものとする。
 - (1) 評価の申請を自ら行った場合又は代理人として評価の申請を行った場合
 - (2) 評価の申請に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合
 - 4 財団は、第1項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合は、評価の業務を行わないものとする。

第6章 雜則

(評価業務規程の公開)

- 第21条 財団は、この規程を評価の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した財団のホームページ（<https://www.bcj.or.jp>）において公表するものとする。(い) (ろ) (に)

(財務諸表等の備付け)

第 22 条 財団は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。（い）

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 23 条 利害関係人は、財団の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1枚につき 20 円（税込）を、(4)の前段の(b)を請求する場合は1枚につき 100 円（税込）を、それぞれ支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもののうち、財団が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 財団の使用に係る電子計算機と法 61 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（ろ）
 - (b) 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 24 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 61 条第 2 項において準用する法第 55 条の帳簿 施行規則第 79 条第 2 号に掲げる行為が完了するまで (ろ) (に)
- (2) 評価用提出図書 (是正されたものに限る。) 及び評価書の写しその他審査の結果 (審査した年月日並びに当該年月日毎に審査を行った評価員の氏名、審査における指摘事項及び当該指摘事項に対する申請者の対応を含む。) を記載した書類 施行規則第 79 条第 2 号に掲げる行為が完了するまで (ただし、法第 23 条の認定が取り消された書類については、取り消されたときから 10 年間とする。) (に)

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 25 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、審査中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるときは、これを行うことができるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第 26 条 財団は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約 (保険金額が年間 1 億円以上であり、このうち地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないものにあっては保険金額が年間 5 千万円以上とする。) を締結するものとする。

(電子情報処理組織による申請等) (に)

第 27 条 第 6 条第 1 項の申請については、あらかじめ財団と協議した上で財団が指定する方法で、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。) 第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。(に)

2 次に掲げる交付及び発行については、あらかじめ申請者と協議した上で財団が指定する方法で、デジタル行政推進法第 7 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。(に)

- (1) 第 7 条第 4 項の引受承諾書の交付 (に)
- (2) 第 12 条第 1 項の請求書の発行 (に)

3 第 1 項の規定により行われた申請に対して、第 7 条第 3 項の規定により受理できない場合又は第 11 条の規定により申請が取り下げられた場合において、財団は、申請に係る電磁的記録 (デジタル行政推進法第 3 条第 1 項第七号に

規定する電磁的記録をいう。以下同じ。) についてはこれを消去することにより、第 8 条第 3 項の返還又は第 11 条の返却に代えることができる。(に)

- 4 法令の規定により署名等（デジタル行政推進法第 3 条第 1 項第六号に規定する署名等をいう。以下同じ。）をすることが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、申請に係る電磁的記録に氏名又は名称を記録する措置により代えることができる。(に)
- 5 第 1 項の規定による申請があった場合、申請に係る電磁的記録（申請に係る電磁的記録が申請者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録され受け取り可能な状態におかれたことを申請者が財団に通知した場合は、その通知に係る電磁的記録）が財団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に財団に到達したものとみなす。(に)

(電子情報処理組織による業務の実施) (に)

第 28 条 財団は、電子情報処理組織による業務の実施方法に係る措置について別に定める。(に)

(評価の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め) (に)

第 29 条 財団は、第 27 条第 1 項による申請を行わせる場合、評価の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。(に)

(電子情報処理組織に係る情報の保護) (に)

第 30 条 財団は、電子情報処理組織による申請の受付並びに図書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その措置について別に定めることとする。(に)

(附則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (い)

この規程は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。(い)

(附則) (ろ)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(ろ)

(附則) (は)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(は)

(附則) (に)

1 この規程は、令和 5 年 10 月 2 日から施行する。(に)

2 表示告示の施行の日（令和6年4月1日）までの間、第5条第2項の規定を適用する場合において、同条同項中「建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が順守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号。以下「表示告示」という。）2（2）ハの第三者による評価」とあるのは、「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）1（1）③の第三者認証」とする。（に）